

～みんなで作ろう～

空き家 に関すること



老朽化して危険な空き家に 解体撤去費を助成

市では、破損や腐朽などにより著しく危険な状態になっている空き家に対して解体撤去費用の一部を助成します。

■助成額 解体撤去費用の2分の1
(上限50万円)

■申込み期限 10月末日まで

この制度を利用するにはさまざまな条件がありますが、所有する空き家でお困りの方は、ご相談ください。



雑草や庭木の放置は 空き家の劣化を促進



夏本番を迎え、所有する空き家の雑草や庭木の剪定が必要となる季節です。

生い茂った雑草や庭木を放置すると、景観を悪化させるほか、害虫や獣害が発生し、建物の劣化につながることも懸念されます。

草木が生い茂ることで湿気がこもり、外壁や基礎部分の腐食が起こりやすくなります。また、雨どいに庭木の落葉などが詰まると、雨水が建物内に染み込み、建物内部を腐食させ急速な劣化を引き起します。

このほか、伸びた草木による通行の支障や、景観の悪化に伴い、不法投棄や治安の悪化など近隣住民とのトラブルに発展するおそれがあります。

これから、台風シーズンを迎えるにあたり、建物部材などの飛散防止対策や除草・庭木の剪定を早期に行うなど、空き家の適正管理に努めましょう。

問 ぐらしの相談課市民相談窓口班 (☎ 73-2115)



年金保険料を納めることが、経済的に難しいとき

国民年金第1号被保険者は、毎月保険料を納めていただく必要があります。

しかしながら、納付が難しい場合もあります。そのような場合は、未納のままにしておかないで免除、猶予の手続きを行ってください。この手続きを行うことで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった場合も免除申請が可能です。

保険料免除・納付猶予の種類と審査方法

■パート・アルバイトなどで厚生年金未加入の方

保険料免除制度 → 本人・世帯主・配偶者の所得審査

納付猶予制度 → 本人・配偶者の所得審査

■学生の方

学生納付特例制度 → 本人の所得審査

※学生証の写しまたは在学証明書の原本が必要です。

■会社を退職された方

失業による特例免除 → 世帯主・配偶者の所得審査

※離職票または雇用保険受給資格者証の写しが必要です。

申請のしかた

市役所本庁舎窓口または各総合支所で
申請書を記入。
(持参するもの…年金手帳など)

※審査結果は、約3カ月後に届きます。詳しい内容については、年金機構のホームページをご覧ください。大曲年金事務所へご確認ください。

問 市民課国保年金班 (☎ 55-8164)、大曲年金事務所 (☎ 0187-63-2296)